


所管部課	選挙管理委員会事務局	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1審議事項	2報告事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由 公職選挙法が一部改正され、これまで市長にのみ認められていた選挙運動用ビラの頒布について、市議会議員にも認められることになったことに伴い、条例の一部改正を行う。</p> <p>(2) 改正内容 選挙運動用ビラ作成時の公費負担の対象に市議会議員を加える。</p> <p>(3) 施行日 平成31年3月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 選挙運動用ビラ作成時の公費負担の対象に市議会議員を加えることで、市長との均衡が図られる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年6月21日、公職選挙法の一部を改正する法律の公布 文書課法規係において審査済み。 					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>平成30年第3回市議会定例会に、議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。